

議案第 36 号

平成 19 年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成 19 年度川崎市の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 360,672 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 19 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		32,075 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	32,075
2 繰 越 金		20
	1 繰 越 金	20
3 諸 収 入		278,286
	1 貸付金元利収入	277,991
	2 雑 入	295
4 市 債		50,291
	1 市 債	50,291
歳 入 合 計		360,672

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		360,672 <sup>千円</sup>
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	360,672
歳 出 合 計		360,672

## 第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付事業	千円 50,291	政府資金から普通貸借による。	無利子	母子及び寡婦福祉法第37条第6項に定めるところにより償還する。